

# 小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化基本構想

## 【概要版】

令和8年3月 小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会

### 1. 基本構想策定の背景及び目的

#### (1) ごみ処理広域化の背景及び目的

小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町(以下「1市3町」または「本地域」といいます。)は、平成18年度に「小田原・足柄下ブロックごみ処理広域化協議会」を設立し、ごみ処理広域化に必要な調整を進めてきました。令和元(2019)年12月に策定した「小田原・足柄下ブロックごみ処理広域化実施計画」では、まずはごみ処理を3系統から2系統化する取組を進め、その後、1系統化に向けた検討を行うこととしていました。

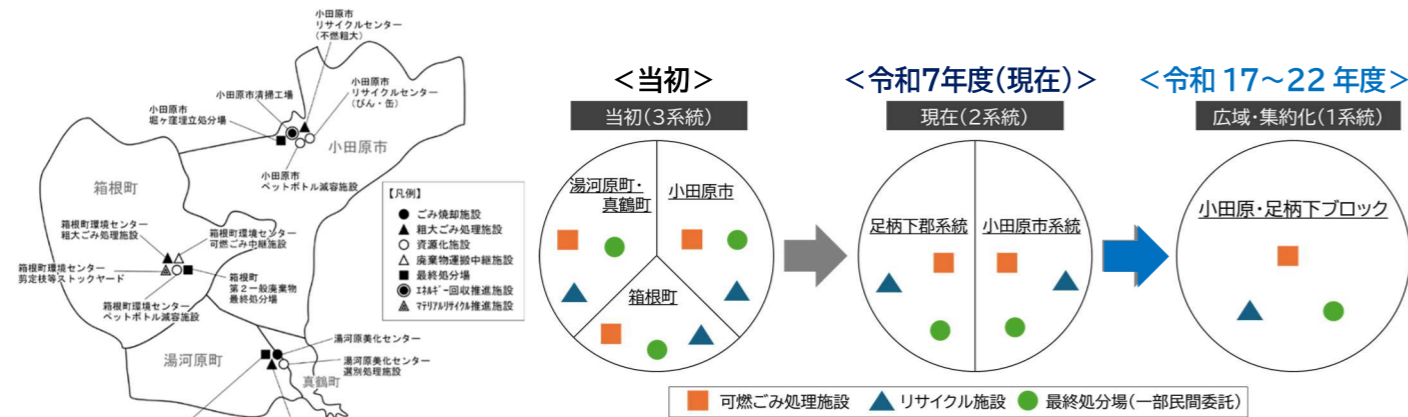
これを受け、令和7(2025)年度より箱根町環境事業センターを中継施設化し、小田原市清掃工場(小田原市)及び湯河原美化センター(足柄下郡3町)による2系統化の運用が始まることに伴い、1系統化によるごみ処理広域化基本構想の策定に取り組みました。

本基本構想は、1市3町の人口やごみ排出量などに関する最新のデータから、ごみ処理広域化施設の種類や規模等の検討及び広域化の効果の検証を行い、ごみ処理広域化に向けた基本的事項を取りまとめることを目的とします。

#### (2) 目標年度

ごみ処理の1系統化に当たって、稼働中の小田原市環境事業センター及び湯河原美化センターの基幹的設備改良事業による稼働から約15年から20年後となる、令和17年度から令和22年度頃の施設集約を目標とします。

※なお、整備目標の考え方については、現施設の実際の運営状況を踏まえつつ、必要に応じて協議を行い、調整していきます。



### 2. ごみ処理の現状及び長期的な見通し

#### (1) 人口及び産業

本地域の人口は228,305人(令和5(2023)年度時点)であり、10年間で約5.8%減少しています。人口構成比は小田原市が全体の約8割を占めています。

本地域では箱根町を中心に国際的な観光地となっており、地域人口の約140倍(令和5年時点)の観光客が訪れるなど、観光資源を生かした観光が産業の特徴となっています。

#### (2) 土地利用、道路

土地利用状況は、森林が57.1%、宅地が12.5%、農用地が7.8%となっており、富士箱根伊豆国立公園や県立自然公園が面積のおよそ半分を占めています。

主な幹線道路は、国道1号及び国道135号であり、観光時期は、伊豆箱根地域への交通量集中により国道135号、国道1号及び箱根新道を中心に渋滞が発生しやすくなっています。

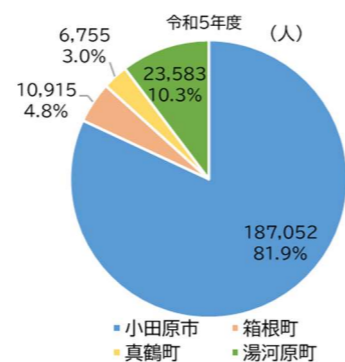


図2 市町の人口割合(令和5年時点)

#### (3) ごみの分別区分・収集頻度

令和7年度現在、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの分別状況を見ると、プラスチックごみや剪定枝の分別区分が異なります。

広域化に向けて、分別区分の統一に向けた調整を進めます。

#### (4) ごみ排出量の現状と見通し

令和5(2023)年度の1市3町の1人1日排出量原単位は1,085g/人・日と、全国や県平均に比べ高くなっています。

ごみ処理広域化にあたり、プラスチック類の資源化や剪定枝の資源化の取組を予定しており、その効果を見込んだ場合は、焼却処理量は62,121t/年となり、約16%減少(令和5年度比)するものと見込まれます。

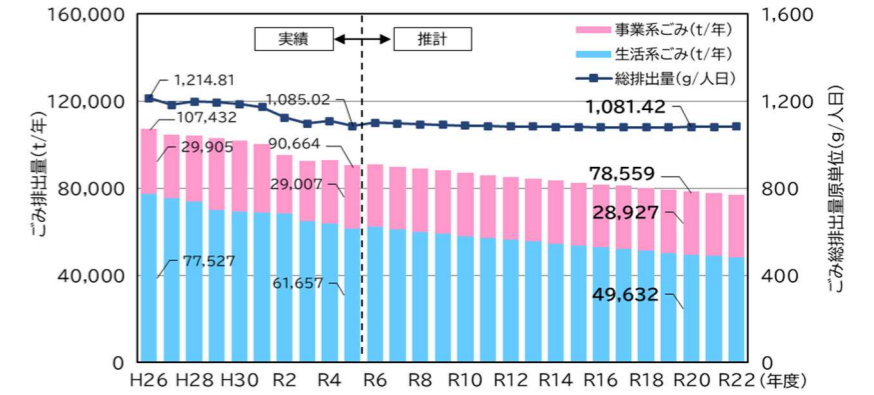


図3 1市3町の将来ごみ総排出量原単位とごみ排出量

表1 人口・ごみ量の見通し

	令和5年度(実績)	令和20年度(現状推移)	令和20年度(施策後)	<分別統一の方向性>
人口	22.8万人	19.9万人	19.9万人	
総排出量	90,664t/年	78,559t/年	78,559t/年(▼14%)	・プラスチック類の資源化(容器包装プラ、製品プラ)
焼却処理量	74,278t/年	66,512t/年	62,121t/年(▼16%)	・剪定枝の資源化(箱根、湯河原、真鶴では令和8年度未より実施)
資源化量(資源化率)	17,959t/年(19.8%)	12,411t/年(15.6%)	17,105t/年(▼5%)	・リチウムイオン電池の分別
最終処分量	7,979t/年	8,459t/年	8,459t/年	

### 3. 広域化の方向性

#### (1) 基本方針

本地域の豊かな自然環境や歴史と文化といった特徴を生かしながら、1市3町の「一般廃棄物処理基本計画」や、これまでの広域化検討経緯における考え方等を踏まえ、ごみ処理広域化に向け、広域化の基本方針を以下のとおり定めることとします。

#### 広域化の効果1 ごみの減量・資源化、再生可能エネルギー供給

- 地域でごみの分別方法を統一し、資源化を推進することで、焼却されるごみが減少する。
- 熱回収施設の一定規模を確保することにより、環境負荷の少ない高度な熱回収を行うことができる。

#### 広域化の効果2 スケールメリットを生かした事業費負担の軽減

- 広域化・集約化のスケールメリットを生かし、単位規模(1トン)当たりの建設費や運営費が減少することにより、各市町の事業費負担を軽減することができる。

#### 広域化の効果3 安全安心なごみ処理施設の整備

- 広域化により各市町の事業費負担を軽減しつつ、最新の機能を備えた安全安心なごみ処理施設の整備が可能となる。

#### 広域化の効果4 地域の脱炭素化を推進する先進的な技術の導入

- 先進的な技術による施設整備により、脱炭素化の推進と循環型社会の形成を推進する。

#### 広域化の効果5 スケールメリットを生かした多面的価値の創出

- 回収したエネルギーの活用による地域振興、災害時の防災拠点としての活用、リユース拠点としての活用等、豊かな自然環境や豊富な観光資源を有する本地域の持続可能性に資する多面的価値を創出し、地域に貢献する。

#### 基本方針1 安定的な広域処理体制の構築

- ごみ処理にかかる経費の削減を図るとともに、地域における安全で安定的な処理体制を構築する。
- 広域ブロック内で排出されたごみを自らのブロック内で処理・処分することができるシステムの構築を目指す。
- 最終処分場等の既存施設の有効利用や民間事業者の活用等を検討していく。

#### 基本方針2 環境負荷の低減

- 温室効果ガスの削減及びエネルギーの有効利用を推進し、地球温暖化防止に貢献する。
- 信頼性の高い新しい技術の導入により、周辺環境への負荷を減らす。
- 住民・事業者・行政が互いに協力して、積極的にごみ減量化・資源化を推進する。

#### 基本方針3 地域における多面的価値の創出

- 回収したエネルギーの活用による地域振興、災害時の防災拠点としての活用、リユース拠点としての活用等、豊かな自然環境や豊富な観光資源を有する本地域の持続可能性に資する多面的価値を創出する。

#### 基本方針4 1市3町の協力体制の充実

- 広域化において想定される費用、住民・事業者の負担及び施設整備の立地や利用などについて、特定の市町に負担が偏らないよう1市3町が相互に協力し、広域ごみ処理の効果の最大化を図る。

## (2) 広域化処理体制及び施設規模

広域化における処理体制及び施設規模は以下のとおりです。

### ○ 可燃ごみ処理施設 必要施設規模:約 240t/日 (必要面積:約3ha)

可燃ごみ(プラスチック資源の分別後)とリサイクル施設等から発生した可燃残さを処理対象とします。  
令和 20(2038)年度における可燃ごみ量から試算すると小田原市に設置する場合が収集運搬の総走行距離が相当短くなります。経済効率・環境負荷の面から、小田原市に設置するのが望ましいと考えられます。

### ○ リサイクル施設 必要施設規模:約 49t/日 (必要面積:約1ha)

不燃ごみ、資源ごみ(缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック資源)を処理対象とします。  
なお、プラスチック資源については、広域処理開始前から 1 市 3 町により分別及び再資源化の対応が必要となるため、広域リサイクル施設の稼働に合わせた調整を検討します。  
リサイクル施設の集約の考え方は、現状施設の稼働見込みやプラスチック資源化の方法にもよりますが、可燃残渣の処理や収集運搬の効率性を考慮すると可燃ごみ処理施設に併設することが望ましいと考えられます。

### ○ 最終処分場 必要施設規模 約 10 万 m<sup>3</sup> (必要面積:約3ha)

可燃ごみ処理施設から排出される焼却残さや、リサイクル施設から排出される不燃残さを対象とします。  
1市3町の施設整備の役割分担の観点から、必要に応じて3町地域に整備していくことが望ましいと考えられます。  
なお、広域最終処分場は、既存施設の最終処分場の残余容量等から予測した埋立満了を迎える令和 40(2058)年度頃までの整備に向け、検討することとします。

### ○ 収集運搬・中継施設

収集運搬は、広域化後も引き続き各市町で実施していきます。本地域の道路事情を踏まえ、中継施設の活用を検討することが望ましいものと考えられます。

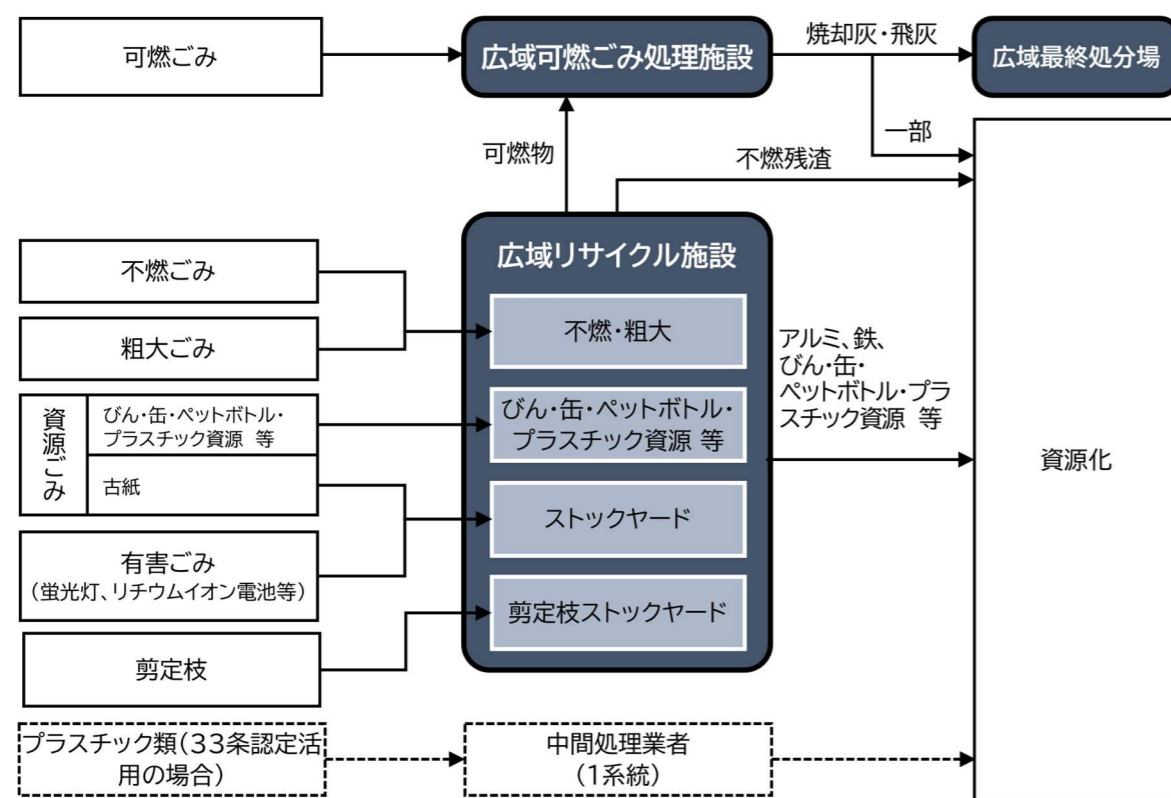


図 5 広域化後の処理フロー(案)

## (3) 整備候補地の選定方法

広域ごみ処理施設の建設候補地は、下記の留意事項をもとに 1 市 3 町の全域を対象に検討します。

表 2 建設候補地の留意事項

施設	共通	施設に応じた留意事項
可燃ごみ処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>支障物が少なく、インフラ(道路、水道、電気等)がある程度整備されている。</li> <li>既存の利用(将来計画含む。)との競合が少ない。</li> <li>近隣に保全対象(住居等)が少ない。</li> <li>防災上の課題(軟弱地盤等)が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地に近いほど収集運搬コスト低減や余熱利用先の検討が容易になる。</li> </ul>
リサイクル施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>資源物の搬出先(利用先)に近い方が有利</li> </ul>
最終処分場		<ul style="list-style-type: none"> <li>インフラよりも地盤や地下水の状況を優先</li> </ul>

## 4. 事業計画の検討

### (1) 事業推進体制

広域化の事業推進体制には、「一部事務組合」と「事務委託」があります。一部事務組合は、事務量が多いものの事業主体が明確になり、事務委託は、事務量は比較的少ないですが、委託側・受託側の事業バランスが大きくなる面があります。今後、1市3町のごみ処理広域化の方針・内容に応じて、手法を選択していきます。

### (2) 事業方式

事業方式には、「DB 方式」、「DBO 方式」、「PFI(BTO、BOT、BOO)方式」があり、公共が事業主体となって整備運営を行う DB 方式又は整備は公共、運営は民間事業者が主体となる DBO 方式が多く採用されています。今後、事業範囲及び事業費等を踏まえ、今後、本事業に適した事業方式を検討していきます。

### (3) 概算事業費と財源計画

広域化を実施する場合(ケース1)における事業費は約 757 億円となり、各市町で処理を継続する場合(ケース2)と比較して、約 203 億円の削減効果が見込まれます。

表 3 概算事業費の比較

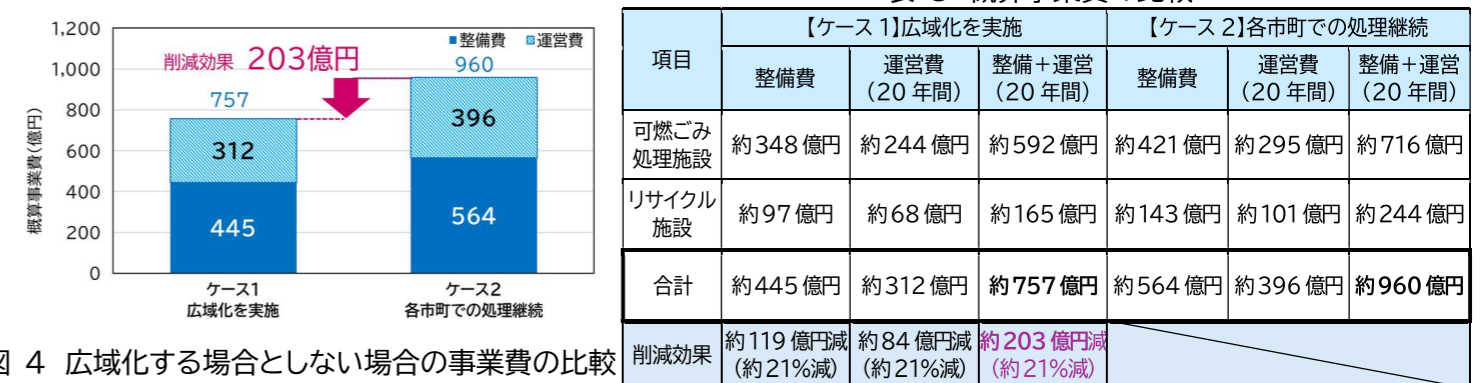


図 4 広域化する場合としない場合の事業費の比較

①概算事業費					
②交付対象事業費					③交付対象外事業費
④交付対象事業費(1/2)			⑤交付対象事業費(1/3)		③交付対象外事業費
循環交付金 1/2 ④×1/2	⑥地方債対象事業費④×1/2		循環交付金 1/3 ⑤×1/3	⑦地方債対象事業費 ⑤×2/3	
	地方債 ⑥×90%	一般財源 ⑥×10%		地方債 ⑤×90%	一般財源 ⑤×10%
				地方債 ③×75%	一般財源 ③×25%

図 6 財源計画イメージ

## 5. 今後の事業スケジュール(案)

令和 17~22 年度頃の広域化施設の供用開始を目標とした事業スケジュールをもとに事業を推進します。

表 4 事業スケジュール(案)

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035 ~ 2040	
	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和22
計画	計画初年度(基本構想策定)							中間年度(プラ新法対応~R14)				新施設稼働目標
可燃ごみ		候補地選定										稼働開始
リサイクル								処理開始(プラ新法対応~R14)				稼働開始